

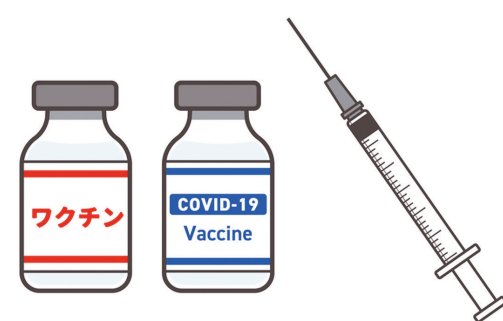
前野かずみ機関紙「和」の発行は、新聞紙面を借りて県政報告をさせていただきます

2021.07 **第24号**

前野かずみ県政レポート



令和3年6月9日 一般質問



## 問 高齢者向けワクチンの接種について

一問目、五月三日の週には、県内全市町にコロナワクチン二箱が届けられた。公平性を担保する届け方だが、そのワクチンは、どのように使用されましたか？

二問目、市町の接種券に同封されている接種協力医療機関として登録されている以外の医療機関でも接種が可能と聞くが、ワクチンはそうした医療機関にも充分届いているのか、余剰ワクチンが出て無駄に廃棄されていないか、その確認はどのようにされていますか？

三問目、余剰ワクチンが出た場合の優先順位第一弾が発表されました。第二弾、第三弾もあるのですか？

四問目、国が方向づけた企業接種が始まると、六十四歳以下の自治体発行接種券が間に合わないかと心配します。市町の接種券配布の動向は把握していますか？

## 答 中尾 洋一 医療保険部 理事

一問目、六万四千人の医療従事者を中心に接種を始め、六月十五日を目途に、概ねワクチン接種が完了します。

二問目、高齢者向け接種は、四月時点でワクチンの供給不足から高齢者施設等の入居者等から射ち始め、五月に入りワクチン供給も一定数見込めることとなり、市町の接種計画により高齢者ワクチン接種が始まり、七月末には接種希望者のワクチン接種が終了される見通しと報告を受けている。掛かり付け医師者だけに限定する医療機関は、市町が公表を控えていますが、ワクチン供給は市町が区別なく供給していると認識しています。

三問目、余剰ワクチン発生時の対応としてワクチンが無駄にしない事が重要として、高齢者に続いて基礎疾患を有する人・高齢者施設等の従事者への接種の機会が損なわれない範囲で、クラスター防止の観点から福祉や介護・教育の関係者に接種していただける指針を示させていただきました。

四問目、企業や大学でのワクチン接種が六月二十一日から始まることから、国においては職域接種を円滑に進めるためにも、六月中旬を目途に市町に接種券の発行を求め、接種券が無くても接種できるとして、後日、接種券の回収をするよう求めています。

## 問 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた安心・安全対策

2020東京オリパラに引き続いて「三重とこわか国体・三重とこわか大会」が迫ってきました。コロナパンデミックの中、三重県は、国体実行委員会では、新型コロナウイルスガイドラインを示して、市町競技会場での運営指針として策定したと聞いています。関係者が集って指針に基づく協議も難しい中、十分な安全対策が採れるのか心配しています。私たちに勇気や感動を与え



三重とこわか国体・三重とこわか大会  
マスコット「とこまる」

てくれるスポーツは、応援したい、観たいと思う人もたくさんいらっしゃると思います。「三重とこわか国体・三重とこわか大会」は不変のものとして開催しますと力強く宣言していただきたい。

## 答 辻 秀男 地域連携部国体全国障害者スポーツ大会局長

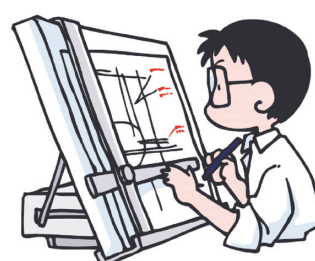
日本スポーツ協会のガイドライン等を参考に、六月七日にガイドラインの見直しを行いました。観客と選手のエリアを分けるゾーニングの実施などについても改正を行い、選手と観客が一定時間近接した場所にとどまる時間を避ける防止対策を実施します。市町にとって過度な負担になったり、対応困難な取り組みにならないよう留意し、県民の不安の軽減に努めてまいります。

## 問 公共建築物の設計・工事管理業務について

県が発注する大型公共物の設計業務委託は、プロポーザル方式の入札が行われていますが、この方式では県内の事業者が除外されてしまうのではないかと危惧しています。コロナ禍で民間事業も減少している中、大手設計事務所と県内設計事務所が共同企業体を組むことができれば、大型公共事業の経験と実績を積むことができるのではないかと思います。県内事業者の育成も三重県の責務だと思いますがいかがですか？

## 答 真弓 明光 県土整備部 理事

建築事務所同士の共同企業体については、同じ業務を複数の構成員が共同で行うことになり、責任の所在が不明瞭になることから、課題があると認識しています。大型建築物の設計業務の発注にあたっては、原則、単体企業への発注としますが、県内の建築事務所の参加に配慮した参加条件の設定に努めてまいります。



## 問 将来の農業の担い手への農地の集積について

### ① 農地集積と「人・農地プラン」の策定について

農地集積の状況を見ますと、北海道の91.5%、佐賀県の71.5%、これには及びませんが三重県の農地集積は40%弱と全国二十番目の実績を挙げています。平成二十六年度からスタートした農地中間管理機構による農地の出し手と借り手のマッチングの成果だと思えます。そうした中、担い手農家も高齢化してきており、出し手側農地が急激に増加することが予測されます。実効性の高い実質「人・農地プラン」の早急な取り組みが求められています。県の支援策についてお聞かせ下さい。

## 答 更屋 英洋 農林水産部長

水田農業などの農業においては、担い手への農地集積を進め、農地利用の面積を増やすことで収益の増加とコストの低減を図っていくことが重要です。農業者が話し合いを通じて、地域農業の中心となる形態や、地域における農業の将来のあり方などを明確化した農地利用地図を作成するため、地域の農林水産事務所に設置している推進チームが中心となりプランの策定支援に取り組んでまいります。



## 問 ② 農地中間管理事業の今後の推進について

今後、受け手となる担い手の数に比べて出し手の数が多くなり、農地中間管理機構に集中的に農地の集積が進むことが考えられます。国においても、これまでの農地中間管理機構の課題を踏まえ、農地施策の在り方について、検討が進められると伺っています。県に於いての考え方をお尋ねいたします。

## 答 更屋 英洋 農林水産部長

国においても、人・農地など関連施策の見直しに向けた検討が進められています。農地管理事業については、機構を軸に関係機関が一体となり、集落等に対して積極的に地域の推進体制のさらなる強化に取り組み、誰もが安心して、農地の貸し借り等が進められるよう農地管理事業の活用促進に取り組んでまいります。

前野かずみ事務所

〒514-1116 津市新家町 1491

TEL.059-254-6605

FAX.059-254-6606

[E-mail]  
maenokazumi@clock.ocn.ne.jp

県政なんでも  
相談室